

吹田市商工振興ビジョン策定専門部会設置要領

（目的）

第1条 本市の商工業の振興を図るための施策の推進に係るビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関する事項について、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市商工業振興対策協議会設置要領第3条第6項に基づき、吹田市商工振興ビジョン策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（意見等を聴取する事項）

第2条 専門部会において意見等を聴取する事項は、ビジョンの策定に関する事項とする。

（構成）

第3条 専門部会は、委員8名以内をもって構成する。ただし、必要に応じて特別委員を置くことができる。

2 委員は、吹田市商工業振興対策協議会（以下「協議会」という。）委員のうちから市長が選任する。ただし、協議会の会長を委員に含めなければならない。

3 委員及び特別委員の選任期間は、ビジョンの策定を終えるまでとする。

（会長及び副会長）

第4条 専門部会に会長を置き、協議会の会長をもって充てる。

2 専門部会に副会長を置き、委員又は特別委員のうちから市長が指名する。

（会議）

第5条 専門部会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、専門部会の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第6条 専門部会の庶務は、都市魅力部地域経済振興室において処理する。

（傍聴に関する事務取扱基準）

第7条 専門部会の傍聴に関する事務取扱基準は、協議会の例による。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この要領は、令和6年5月9日から施行する。